

苫東・和みの森運営協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、苫東・和みの森運営協議会(以下「協議会」と称する。)という。

(対象となる区域)

第2条 協議会で協議する森林づくりの対象となる苫小牧市東部地域(苫東)にある全国植樹祭記念の森「和みの森」(以下「和みの森」という。)の区域は、別表のとおりとする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第3条 協議会は、和みの森において、森林づくり活動やその利活用の推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 森林づくり及び利活用に係る事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 森林づくり及び利活用に係る事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項の協議調整に関すること。

第3章 構成

(構成)

第5条 協議会は、次に掲げる二種の会員をもって構成する。

(1) 正会員

協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

協議会の活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第6条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、協議会に申し出なければならない。

2 協議会は、前項の規定により入会の申込みを受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知する。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。ただし、運営幹事会が認めたものについては、この限りではない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届出をしたとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告されたとき。
- (3) 会員である団体等の消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、書面により退会を会長に届け出て、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの規約に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(定数)

第12条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 1名

(選任)

第13条 幹事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、運営幹事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は運営幹事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は運営幹事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任される役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、その役員に

対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 17 条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びに変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 会費及び賛助会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 運営幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第 22 条 総会は、第 14 条第 4 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 25 条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 運営幹事会

(構成)

第28条 運営幹事会は、幹事をもって構成する。

(権能)

第29条 運営幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 運営幹事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 運営幹事会は、第14条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

(議長)

第32条 運営幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数、議決、書面表決等及び議事録)

第33条 運営幹事会については、第24条から第27条までの規定を準用する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第 34 条 この会の財産は、会費、賛助会費、寄附金品及びその他の収入をもって構成する。

(財産の管理)

第 35 条 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 36 条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 37 条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、運営幹事会の議決を経た後、総会の議決を経なければならない。

2 会長は、前項に基づく予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 38 条 協議会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 39 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第 41 条 協議会は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て解散する

ことができる。

(残余財産の処分)

第 42 条 この会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て、緑の募金又はこの会と類似の目的を有する団体等に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 43 条 協議会は、協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は苫小牧市内に置く。

第 10 章 補則

(委任)

第 44 条 この規約の施行について必要な事項は、運営幹事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 協議会の設立当初の会計年度は、第 39 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

別表（第2条関係）

所在	地番	地積	対象森林	土地所有者
苫小牧市字静川	39 番 1	7.3315ha	2.3513ha	(株)苫東
苫小牧市字静川	39 番 2	16.3470ha	11.6584ha	北海道
苫小牧市字静川	40 番 3	17.1168ha	17.1168ha	(株)苫東
計		40.7953ha	31.1265ha	